

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。</p> <p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</p> <p>（削る）</p> <p>（有価証券報告書提出義務免除） 24-12 （略）</p> <p>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</p> <p>（削る）</p> <p>（様式上の記載項目） 24の4の7-6 （略）</p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（削る）</p> <p>24の5-24 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</p> <p>（外国会社が訂正報告書を提出する場合の代理人の設置） 24-12 7-11の規定は、外国会社が法第24条の2第1項において準用する法第7条等の規定により有価証券報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することとする。</p> <p>（有価証券報告書提出義務免除） 24-13 （略）</p> <p>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</p> <p>（外国会社が四半期報告書の訂正報告書を提出する場合の代理人の設置） 24の4の7-6 7-11の規定は、外国会社が法第24条の4の7第4項の規定により四半期報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することに留意する。</p> <p>（様式上の記載項目） 24の4の7-7 （略）</p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（外国会社が半期報告書等の訂正報告書を提出する場合の代理人の設置） 24の5-24 7-11の規定は、外国会社が法第24条の5第5項の規定により半期報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出する場合に準用することに留意する。</p> <p>24の5-25 （略）</p>